

(2016-2017年度)

第7回複合地区ガバナー協議会議長【ウェブ】連絡会議要録

- ◎ 日 時: 2017年2月21日(火) 13:00-14:30
- ◎ 会議システム: オムニジョイン(OmuniJoin)
- ◎ 出席者:
- | | |
|-----------------|-------------|
| 330 複合地区協議会議長 | 井出 孝 (副世話人) |
| 331 複合地区協議会議長 | 柏崎昭朗 (副世話人) |
| 332 複合地区協議会議長 | 柳本英洋 |
| 333 複合地区協議会議長 | 中嶋正昭 |
| 334 複合地区協議会議長 | 久野好輝 |
| 335 複合地区協議会議長 | 神崎守 |
| 336 複合地区協議会議長 | 安田克樹 (世話人) |
| 337 複合地区協議会議長 | 吉見章一 |
| 国際理事(2015-2017) | 佐藤宜之 |
| 国際理事(2015-2017) | 安井克之 |
| 国際理事(2016-2018) | 中村泰久 |

13:00安田世話人より開会。議事に先立って、本日の会議進行を確認。議長会終了後に、一般社団法人日本ライオンズ理事会を行う。

◎ 議 事:

【国際理事案件】

1. セカンド・センチュリー・アンバサダー・レセプションの開催概要(暫定)

中村国際理事から、2017年4月に行われる標記レセプションの資料配布と説明あり。4月10日東京の会場は京王プラザホテルを予定しているが、福岡及び名古屋の会場は未定。日程の詳細が確定次第、案内文書が発信される。

- 主催: 国際本部セカンド・センチュリー・アンバサダー担当課
- 開催日: 4月10日(月) 東京 MD330、331、332、333
4月11日(火) 福岡 MD336、337
4月12日(水) 名古屋 MD334、335
- 出席対象者: 地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、すでにアンバサダーになっている会員

2. MyLCI関連最新情報

佐藤国際理事から、国際本部からの最新情報並びに2月14日の第2回複合地区IT委員長連絡会議の報告あり。

2月20日現在の MyLCI 移行計画書(原文英語・日本語翻訳)が配られ、作業工程について詳細な説明あり。国際本部側と日本側のプロジェクト・チームが ServannA と MyLCI の機能や情報処理をチェックして、必要があれば日本側に MyLCI へのフル・アクセス権が与えられ、ServannA の機能リストを国際本部へ提供する予定。

今後作業を進めるに当たり、専門の業者に参加してもらうため、費用は掛かるが、サバンナを担当している(株)ジェーピーインターナショナルに依頼することを了承してほしいとの要望あり。佐藤国際理事の要望を了承する。

3. 第56回OSEALフォーラム(台南)第1回ステアリング委員会報告

第1回ステアリング委員会会議資料抜粋コピー配布。フォーラムの日程は2017年11月17日より20日まで、本部ホテルは台南晶英ホテル。2月10日～11日に行われた第1回ステアリング委員会に出席された佐藤国際理事及び安田世話人から報告あり。フォーラム参加に関しては、次期議長に引継ぎすることを確認した。

4. OSEAL常任委員会報告

前掲3のステアリング委員会前日の2月9日に行われたOSEAL常任委員会について、佐藤国際理事及び中村国際理事から報告あり。最新の「国際理事及び国際副会長候補者の資格要件」及び「OSEALフォーラム入札参加申請書」コピー配布。

【議長会案件】

5. 複合地区会則改正案について

2月3日に行われた第3回複合地区会則委員長連絡会議要録配布。会則会議からの答申に基づき、改正案の内容を精査した。特に第10条第5項、第12条の改正条文については、各議長に意見を出してもらった。

審議の結果、答申された複合地区会則改正案を了承し、年次大会に提案する。なお、第10条5項の条文中の文言は統一させる(別紙)。

「ただし、日本ライオンズの監事を務める**社員**を輩出しているときは」



「ただし、日本ライオンズの監事を務める**正社員**を輩出しているときは」

6. シカゴ国際大会パレード・ユニフォームについて

2月2日の第4回複合地区国際大会委員長【ウェブ】連絡会議で、パレード・ユニフォームのデザインが決定された。各地区への申込案内(原稿)一式コピー配布。男性は指定の法被と手拭い及び帽子、女性は指定の法被と手拭い及びサンバイザーのスタイル。また交換ピン2種類1セットのデザインも確認した。申込方法は、各地区キャビネットが地区内クラブ注文を取りまとめ、地区または複合地区事務局から取扱業者へ申込書を送信する。申込みの締め切りは3月31日。地区への納品は5月末を予定している。了承。

7. 確認事項

(1) 第2回日本ライオンズ次世代リーダー研究会開催ご案内の件(2月7日付GLTリーダー3名からMD333中嶋議長及び333-A、B、C、D、E地区ガバナー宛文書)

(2) 第2回日本ライオンズ次世代リーダー研究会開催ご案内の件(2月6日付FWTリーダー3名から330-337各協議会議長及び35地区ガバナー宛て文書)

上記2通の文書コピー配布。4月5日(水)～6日(木)千葉県木更津市で開催される「第2回日本ライオンズ次世代リーダー研究会」の参加協力依頼を確認した。なお、柏崎議長から、文中の文言を一部修正して再送信をお願いしたいとの要望あり。GLTリーダーに要望を伝える。

8. 各種委員会報告

- (1) 2月2日第4回複合地区国際大会委員長【ウェブ】連絡会議要録
- (2) 2月6日第3回複合地区会則委員長連絡会議要録
- (3) 2月8日第7回ライオン誌日本語版委員会会議報告書
- (4) 2月14日第2回複合地区IT委員長【ウェブ】連絡会議要録
上記会議要録・報告書配布。

9. 日本ライオンズ会計報告

2016－2017年度上半期会計報告(案)配布。詳細は法人理事会で確認する。なお、上半期の会計監査は、2月28日(火)に行われる。

10. 第8回会議予定

2017年4月17日(月)13:00～14:30 第8回議長連絡会議【ウェブ】/続いて法人理事会開催

以上

MD330、334、337用

2016～2017年度 複合地区会則改正案

2017年2月21日

改正案	現行
<p>第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p> <p>ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的な統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長は他の複合地区のガバナー協議会議長及び第4項に定める委託先である一般社団法人日本ライオンズの理事長とともにその監督に当たる。</p> <p>2. ガバナー協議会が任命する各複合地区それぞれ1名の代表者をもってライオン誌日本語版委員会を組織し、ライオン誌日本語版の発行に当たる。同委員会は互選により委員長を選出し、委員長は発行の責任者となる。なお、日本から選出された現国際理事は同委員会の職権委員となる。</p> <p>3. ライオン誌日本語版委員会は、同委員会構成員あるいは構成員以外の者から1名のライオン誌日本語版編集長を任命する。ただし、編集長が委員会構成員以外の者から任命された場合は、任命と同時に委員会構成員となる。同編集長はライオン誌日本語版編集の責任者となる。</p> <p>4. ライオン誌日本語版の発行業務は、一般社団法人日本ライオンズに委託して行う。</p> <p>5. 前項の発行費用は、国際理事会方針書第16章B.2.に定められた補助金と一般社団法人日本ライオンズの会費で賄うものとする。</p>	<p>ライオンズ必携第56版P.143～144</p> <p>複合地区会則第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p> <p>ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的な統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長は他の複合地区のガバナー協議会議長とともにその監督に当たる。</p> <p>2. ガバナー協議会が任命する各複合地区それぞれ1名の代表者をもってライオン誌日本語版委員会を組織し、ライオン誌日本語版の発行に当たる。同委員会は互選により委員長を選出し、委員長は発行の責任者となる。なお、日本から選出された現国際理事は同委員会の職権委員となる。</p> <p>3. ライオン誌日本語版委員会は、同委員会構成員あるいは構成員以外の者から1名のライオン誌日本語版編集長を任命する。ただし、編集長が委員会構成員以外の者から任命された場合は、任命と同時に委員会構成員となる。同編集長はライオン誌日本語版編集の責任者となる。</p> <p>4. ライオン誌日本語版の発行業務を行うためにライオン誌日本語版事務所を東京に設置し、ライオン誌日本語版委員会がその運営に当たる。同事務所の運営は、全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定による。</p> <p>5. 国際理事会方針書第16章B.2.に定められた購読料のほかに、会員1名当たり1ヵ月50円の特別負担金(6ヵ月分前納)を徴収し、上記の購読料とあわせてライオン誌日本語版発行の費用に充てる。</p>

<p>削除</p> <p>第10条 一般社団法人日本ライオンズ</p> <p>1 複合地区は、各複合地区共通の問題に対応し、日本のライオンズクラブの発展のため一般社団法人日本ライオンズ（以下、日本ライオンズという。）を東京に設立し、第3項に基づき社員となるガバナー協議会議長・地区ガバナーは、全複合地区のガバナー協議会の同意の下に、その運営に参画するよう努める。</p> <p>2 複合地区は、日本ライオンズの定款で定められた賛助社員となり、賛助会費を支払う。</p> <p>3 複合地区内の全てのガバナー協議会議長・地区ガバナーは、就任と同時に、日本ライオンズの定款で定める正社員として入社申込をなすものとする。</p> <p>4 前項によるガバナー協議会議長・地区ガバナーの日本ライオンズへの入社申込が、その社員総会において承認されたときは、前年度に日本ライオンズの正社員となったガバナー協議会議長・地区ガバナーは、日本ライオンズの役員としての任期が満了した時点で、直ちに、日本ライオンズに退会届を提出する。</p> <p>5 複合地区は、日本ライオンズの財務状況について監査を行うため、監査委員1名を選任し、監査委員は、日本ライオンズが定める会計規則に従って監事とともに監査を行い、その結果は複合地区大会に報告されなければならない。ただし、日本ライオンズの監事を務める正社員を輩出しているときは、当該監事を監査委員として選任するものとする。</p>	<p>6. ライオン誌日本語版の会計については、各複合地区からのそれぞれ1名の監査委員によって年2回以上会計監査を受けなければならない。会計監査委員によって承認された決算書はライオン誌日本語版に掲載して会員に周知し、各複合地区大会に報告されなければならない。</p> <p>ライオンズ必携第56版P.145～146</p> <p>第10条 日本ライオンズ連絡事務所</p> <p>1. 複合地区は、各複合地区共通の問題に対応し、日本のライオンズクラブの発展のため日本ライオンズ連絡事務所を東京に設置し、複合地区ガバナー協議会議長で構成される議長連絡会議が運営に当たる。</p> <p>2. 同事務所の運営は、全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定による。</p> <p>3. 日本ライオンズ連絡事務所の会計については、各複合地区からのそれぞれ1名の監査委員によって年2回以上会計監査を受けなければならない。会計監査委員によって承認された決算書はライオン誌日本語版に掲載して会員に周知し、各複合地区大会に報告されなければならない。</p> <p>会計監査委員は、ライオン誌日本語版と日本ライオンズ連絡事務所の両方を兼任することができる。</p>
--	--

第12条 複合地区会計

3 複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担するため、複合地区大会費及び複合地区運営費として、複合地区大会で決定する額の会費をガバナー協議会に納入する。

(a) 上記会費は6ヵ月前納を原則とする。

(b) 上記複合地区運営費の中から、会員1名当たり1ヶ月80円を一般社団法人日本ライオンズの賛助会費に充当する。

別表2

削除

第20条 地区年次大会

1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）は、前年の年次大会の代議員によって選定した場所で開催される。地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他にあたる。

ライオンズ必携第56版P.157

第12条 複合地区会計

3 各ライオンズクラブは複合地区運営費として、別表2の会費をガバナー協議会に納入する。

別表2

複合地区	会費		
	会員1名当たり1ヶ月		
	複合地区費	複合地区大会費	計
330	180円	50円	230円
331	210円	10円	220円
332	150円	30円	180円
333	160円	70円	230円
334	160円	50円	210円
335	130円	50円	180円
336	120円	80円	200円
337	210円	50円	260円

1. 上記会費は6ヵ月前納を原則とする。
2. 複合地区費および（あるいは）地区費の中から計30円が日本ライオンズ連絡事務所費に充当される。

第20条 地区年次大会

1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）はキャビネットの決定した場所で開催される。ただし、キャビネットは翌会計年度を超えて開催地およびホスト・ライオンズクラブを決定することはできない。地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他にあたる。

2016～2017年度 複合地区会則改正案

2017年2月21日

改正案	現行
<p>第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p> <p>ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的な統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長は他の複合地区のガバナー協議会議長及び第4項に定める委託先である一般社団法人日本ライオンズの理事長とともにその監督に当たる。</p> <p>2. ガバナー協議会が任命する各複合地区それぞれ1名の代表者をもってライオン誌日本語版委員会を組織し、ライオン誌日本語版の発行に当たる。同委員会は互選により委員長を選出し、委員長は発行の責任者となる。なお、日本から選出された現国際理事は同委員会の職権委員となる。</p> <p>3. ライオン誌日本語版委員会は、同委員会構成員あるいは構成員以外の者から1名のライオン誌日本語版編集長を任命する。ただし、編集長が委員会構成員以外の者から任命された場合は、任命と同時に委員会構成員となる。同編集長はライオン誌日本語版編集の責任者となる。</p> <p>4. ライオン誌日本語版の発行業務は、一般社団法人日本ライオンズに委託して行う。</p> <p>5. 前項の発行費用は、国際理事会方針書第16章B.2.に定められた補助金と一般社団法人日本ライオンズの会費で賄うものとする。</p>	<p>ライオンズ必携第56版P.144～145 複合地区会則第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p> <p>ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的な統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長は他の複合地区のガバナー協議会議長とともにその監督に当たる。</p> <p>2. ガバナー協議会が任命する各複合地区それぞれ1名の代表者をもってライオン誌日本語版委員会を組織し、ライオン誌日本語版の発行に当たる。同委員会は互選により委員長を選出し、委員長は発行の責任者となる。なお、日本から選出された現国際理事は同委員会の職権委員となる。</p> <p>3. ライオン誌日本語版委員会は、同委員会構成員あるいは構成委員以外の者から1名のライオン誌日本語版編集長を任命する。ただし、編集長が委員会構成員以外の者から任命された場合は、任命と同時に委員会構成員となる。同編集長はライオン誌日本語版編集の責任者となる。</p> <p>4. ライオン誌日本語版の発行業務は、一般社団法人日本ライオンズが行う。発行の費用は、国際本部からの補助金で賄うものとし、不足分を一般社団法人日本ライオンズの会費で補てんする。</p>

第10条 一般社団法人日本ライオンズ

1. 複合地区は、各複合地区共通の問題に対応し、日本のライオンズクラブの発展のため**一般社団法人日本ライオンズ**（以下、**日本ライオンズ**という。）を東京に設立し、**第3項に基づき社員となるガバナー協議会議長・地区ガバナーは、全複合地区のガバナー協議会の同意の下に、その運営に参画するよう努める。**
2. **複合地区は、日本ライオンズの定款で定められた賛助社員となり、賛助会費を支払う。**
3. **複合地区内の全てのガバナー協議会議長・地区ガバナーは、就任と同時に、日本ライオンズの定款で定める正社員として入社申込をなすものとする。**
4. **前項によるガバナー協議会議長・地区ガバナーの日本ライオンズへの入社申込が、その社員総会において承認されたときは、前年度に日本ライオンズの正社員となったガバナー協議会議長・地区ガバナーは、日本ライオンズの役員としての任期が満了した時点で、直ちに、日本ライオンズに退会届を提出する。**
5. **複合地区は、日本ライオンズの財務状況について監査を行うため、監査委員1名を選任し、監査委員は、日本ライオンズが定める会計規則に従って監事とともに監査を行い、その結果は複合地区大会に報告されなければならない。ただし、日本ライオンズの監事を務める正社員を輩出しているときは、当該監事を監査委員として選任するものとする。**

第12条 複合地区会計

- 3 **複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担するため、複合地区大会費及び複合地区運営費として、複合地区大会で決定する額の会費をガバナー協議会に納入する。**
 - (a) **上記会費は6ヵ月分前納を原則とする。**
 - (b) **上記複合地区運営費の中から、会員1名当たり1ヶ月80円を一般社団法人日本ライオンズの賛助会費に充当する。**

ライオンズ必携第56版P.146

第10条 一般社団法人日本ライオンズ

1. 複合地区は、各複合地区共通の問題に対応し、日本のライオンズクラブの発展のため**一般社団法人日本ライオンズ**を東京に設置する。
2. 一般社団法人日本ライオンズの運営は、全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定による。
3. 一般社団法人日本ライオンズの会計については、各複合地区からのそれぞれ1名の監査委員によって年2回以上会計監査を受けなければならない。会計監査委員によって承認された決算書はライオン誌日本語版に掲載して会員に周知し、各複合地区大会に報告されなければならない。

ライオンズ必携第56版P.146

第12条 複合地区会計

- 3 各ライオンズクラブは複合地区運営費として、別表2の会費をガバナー協議会に納入する。

別表 2

削除

第 20 条 地区年次大会

1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）は、**前年の年次大会の代議員によって選定**した場所で開催される。地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他にあたる。

別表 2

複合地区	会費	会員 1 名当たり 1 ヶ月	
	複合地区費	複合地区大会費	計
3 3 0	180 円	50 円	230 円
3 3 1	210 円	10 円	220 円
3 3 2	150 円	30 円	180 円
3 3 3	160 円	70 円	230 円
3 3 4	160 円	50 円	210 円
3 3 5	130 円	50 円	180 円
3 3 6	120 円	80 円	200 円
3 3 7	210 円	50 円	260 円

1. 上記会費は 6 ヶ月分前納を原則とする。
2. 複合地区費および（あるいは）地区費の中から計 30 円が日本ライオンズ連絡事務所費に充当される。

ライオンズ必携第 5 6 版 P. 1 5 7

第 20 条 地区年次大会

1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）はキャビネット会議の決定した場所で開催される。ただし、キャビネとは翌会計年度を超えて開催地およびホスト・ライオンズクラブを決定することはできない。地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他にあたる。